

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第2回宮城県鳴子警察署協議会
開催日時	令和5年6月28日(水) 午前10時25分から 午前11時55分まで
開催場所	宮城県鳴子警察署大会議室
出席者等	1 協議会委員 ・ 出席委員～ 高橋寿 千葉暢子 渡部理恵 鎌田清志 ・ 欠席委員～ なし 2 警察署側 署長 次長 会計課長 警務課長 生活安全課長代理 地域・生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長代理
議事概要	別紙のとおり
備考	

## 別 紙

### 1 報告事項

管内の治安情勢等について（署長）

令和5年1月から5月末までの刑法犯認知・検挙状況

- ・ 認知件数 19件（前年比 -12件）
- ・ 検挙件数 9件（前年比 -13件）

令和5年1月から5月末までの交通事故発生状況

- ・ 人身交通事故発生件数 4件（前年比-8件）
- ・ 物損交通事故発生件数 155件（前年比-14件）
- ・ 交通死亡事故 0件（前年比±0件）

#### 【千葉委員】

刑法犯の発生や交通事故について、減少傾向であることが確認できた。

交通事故件数であるが、こういった場でないと実感がないので、数値化と署長からの説明をもとに、地域における交通事故防止の広報啓発に生かしていきたい。

#### 【渡部委員】

特殊詐欺の被害状況と手口はいかがか。

#### 【署長】

実在する会社名とインターネット使用料を騙り、ATMに誘導し詐取する被害が発生している。

#### 【鎌田委員】

太陽光発電所における銅線盗については、報道で確認しているが、鳴子警察署管内でも発生しているのか。

#### 【刑事課長】

そのとおりである。

#### 【鎌田委員】

物件事故の発生形態は、どのような形態か。

#### 【交通課長】

コンビニエンスストアや道の駅の駐車場内での接触、自宅から道路に出る際の安全不確認による接触、国道47号線上における追突が多い。

#### 【高橋委員】

鳴子警察署特有の山岳遭難や熊の出没状況はいかがか。

#### 【地域・生活安全課長】

山岳遭難は、今年に入り1件の発生があり、無事救助している。

#### 【生活安全課長代理】

昨年に比べ、熊に関する通報が非常に多い。

県と協力し、対応を図っているところである。

### 2 協議事項

(1) 女性職員の躍進・福利厚生、警察官が装着・携行する装備品について（警務課長）

当県警では、平成28年4月1日に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を基本計画とする宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画を策定している。

同計画の内容は

- 女性職員が働きやすい職場づくりに関すること
- 執行力の維持・向上に関すること
- 女性職員の活動推進に関すること
- 職員の意識改革に関すること

等である。

女性が働きやすい職場づくりについては、定期的に女性職員研修会を開催し、署長、次長、警務課長と女性職員が女性職員が働きやすい職場づくりに関することや女性職員の活動躍進等について検討を行い、女性職員のみによる談話会を開催している。

同研修会等で出た意見、要望等については、当署の女性職員が提言書にまとめ、県警本部に報告し、県警全体としての施策の一助となっている。

女性職員の活躍推進については、県警において女性警察官の割合を12%にすることを目標に掲げていたところ、概ね指数に達しているところである。

当署における女性職員の状況は、本年4月1日現在で、全署員40人のうち、女性警察官が2人、女性警察職員が2人となっており、全署員の10%を占めている。

女性職員4名の平均年齢は24.5歳である。

女性職員の執行力の維持向上として、女性警察官の装備品についても改良されており、警杖や警棒が女性でも扱いやすいよう小型化、軽量化されていたり、耐刃防護衣が、小柄な女性の体に合うように小さなサイズも用意されている状況である。

また、第一線で職務執行に当たる女性警察官があらゆる犯罪にき然と立ち向かい、被害を最小限に抑えながら被疑者を制圧逮捕するため、男性警察官と同様に逮捕術等の訓練を行うほか、女性警察官に対する公務執行妨害事案の発生状況や受傷事例を踏まえた逮捕術訓練マニュアルに基づいた訓練を行っている。

その他、当県警では、妊娠、出産、育児等その他の家庭生活が職業生活に与える影響を踏まえ、職員が家族の一員としての役割を果たしつつ、家庭生活と職業生活の円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、休業制度を設け、福利厚生の充実を図り、女性職員の活動推進を図っている。

それでは、これらを踏まえ、当署の女性職員2名の紹介と警察官が装着・携行する装備品について実際に見ていただきながら説明するので、忌憚のない意見・

質問をお願いします。

～女性職員 2 名が自己紹介し、委員からの質問に回答～

～委員が装備品を手に取り、装備品の説明と質問に回答～

(2) 令和 5 年度下半期の鳴子警察署速度取締り指針の策定について（交通課長）

速度取締り指針とは、管内の交通事故実態等の分析結果を踏まえ、交通事故多発地点において重点的に取締りを行うべく、地域・路線・時間帯を明らかにし、その方針、背景、事情等を対外的に説明し、各警察署毎に県警ホームページで公表されるものである。

この指針を策定するにあたり、鳴子警察署管内において過去 5 年間の下半期に発生した交通事故の地域・路線・時間帯を分析した。

過去 5 年間の下半期に、管内では 8 9 件の交通事故が発生し、うち平成 3 0 年には 1 名の死者が出ている。

発生場所では、国道 4 7 号での発生が多く、全体の 6 2. 9 % を占めている。

時間帯では、朝・夕の通勤通学、帰宅時間帯に多く発生しているほか、午後の時間帯が多い状況である。

主な事故の形態について分析したところ、追突事故が 4 4. 9 %、正面衝突が 1 6. 9 %、出会い頭事故が 1 4. 6 % となっており、これらの原因は前方不注視、安全不確認、動静不注視等の漫然運転によるものが約 8 割を占めている。

これらの分析結果から、鳴子警察署の速度取締り重点については、国道 4 7 号など 3 路線を選定した。

なお、当然のことながら、これ以外の場所、時間帯においても取締りを実施する。

3 次回の開催予定

次回の警察署協議会については、1 0 月初旬を予定しており、後日、詳細について連絡をする。